

## 津藩史稿 第十三卷

### 凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇二三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

## 目次

第三節 学者の任用

第四節 武術奨励

第五節 将軍との接近

第六節 天朝崇敬

第七節 桑名、紀伊との葛藤

第八節 高久時代雑観

第九節 卒去及逸事

附録 年譜

寛政二年提出系譜

### 第三節 学者の任用

一 諸侯から客分として待遇される人。

既記の如く藩祖の遺訓には、『文武両道の嗜を専一とし、孔子の道を心懸け、日本紀にては吾妻鏡式条などを聴講すべし』とあるも、第二代高次の在職中には、三宅亡羊の没後に其の養嗣道乙を聘用せし外、学者を任用せし証跡を存せず。道乙は世子高久の賓師<sup>一</sup>として時々江戸邸に於て講經し、慶安中に一たび津府に來りて滞在せしことありしも、藩士中に感化の及びし形跡を遺さず。道乙が学者として如何なる地位をせしかは、左の略伝により

て之を知るべし。

道乙、字は子燕、通称は忠兵衛、別称を  
大遺斎といふ。鞏革は其の号、又斫山樵  
人、日研山樵の号あり。本姓合田氏、奇  
斎の養子と為る。幼にして学を好み、菅  
玄同に従ひて学ひ、耳目の接する所一過  
すれは忘れず。播州書写山の僧に曆道に  
通するものあり、道乙十四歳の時強ひて  
請ひて之を学び遂に其の蘊奥に通ず、玄  
同害に遭ひし後勉学して懈らず、博く経  
史に涉り、諸子百家の書より国朝の事に  
亘り、官家の故実を記して皆能く領略貫<sup>一</sup><sub>二</sub>

一 意味をさとること。理解すること。

二 広く学問に通じる意。

穿す。一日仙闕に漢和連句百韻あり、道

一 ブツダに同じ。

乙一読して忽ち之を暗記し、他日之を書

二 「きょうこつ」と読む。軽々しいこと。  
軽率。

するに一字を誤らす。凡そ道乙の経義を

解するや多く己の所見に出づ、三十六歳

にして父を喪ひ、喪礼を文公家礼に参し

儀礼を酌みて之を定む。後進を率ゐるに

先づ六経を研精せしめ、身を以て道を行

ふの大義を説く。尤も言語を謹み誠信を

崇び、一場の説話と雖も未だ曾て浮屠<sup>一</sup>の

言を為さず、其の経義に於けるや、細摺

探索して精微を尽くす、其の物情に於け

るや、一事をも軽忽<sup>二</sup>せず。思計綜画必す

至当を見る。詩文は華靡を去り声律を謹  
み事類を切にす。嘗て朱子綱目に国訓を  
施し世に刊行す。世に道乙点と称するも  
の是れなり。著す所に祭礼節解あり、紀  
州侯、備前侯、津侯に信崇せられ、紀備  
勢賀の間に流寓す。延宝三年八月病みて  
没す。寿六十一、遠近歎惜せざるは莫し。  
其の裔分れて四家となる一は三宅氏、津  
侯に仕ふ。二は合田氏阿波侯に仕ふ。三  
は三宅氏備前侯に仕ふ。四は星合氏中津  
侯に仕ふ。

道乙は高久の少年時代に之を輔導して本根を

培養し、高久が身を律し吏を御し、政治修明、領民其の沢を蒙りしは道乙の功なりと記せるもあれど、藤堂数馬、橋本半次、和久一郎等、藩士中の人才が擢任せられて高久の伝たりしといへは、独り道乙のみの功とは言ひ難からん。されど高久が儒学を解し、治道の要諦に通じたるは、道乙の影響に由ること疑なし。道乙没して後は、長子旁昌百俵十人扶持を以て聘用せられ、後に藩臣の籍に入りて家禄四百石を給せられ、特に住宅を京都に置くを許し、時々来藩して講学に従事せしめらる。旁昌字は徇節、夙に經史を貫き、兼て文翰に通

ぜり。其の頃尚儒員の職制なかりしかは、祐筆の職名を以て講書の任を執り、兼て京都に於て大小名の動静偵察の任務にも従事せり。

延宝五年五代將軍綱吉襲職し、学を好みて自ら書を講せしより、其の風忽ち諸大名に波及して、諸藩共に儒員を聘用せしが、高久も亦一代の間に数人の学者を聘用せり。今之を列举すれば、前記三宅徇節の外、貞享二年九月儒士国枝章貞<sup>通称兵之助</sup>を弟図書の側役として、黄金二枚十人扶持を給典し、元禄二年に更に金一枚を増給せり。此の人の学系詳ならず。次ぎて元禄元年八月向井習軒を挙用し、二百



石八人扶持を給して祐筆役を命ぜり。習軒名は宗峻、本姓正井なり。三年四月に江戸詰を命じて世子の為に經史を講授せしめ、同八年に至りて毎月三回大広間に於て、論語及大學中庸を講釈せしめたり。こは藩主は勿論、藩士の有志者までも聴講を許せしにて、所謂御前講釈、御次講釈などの初めなり。此人蓋し朱子学者として相当の学力を有せしなるべく、其の学系は上野城に正井派の朱子学として後代までも存せり。元禄四年十一月、藩医箕浦宗元の子宗隆を林大学頭の塾に入学せしむ。宗隆少時より經学を好みしが、此命を受

くるに及びて宗三郎と改称し、年額銀十枚の

一 「りよえん」と読む。村里。あるいは村里に住む人。庶民。

学資を給せられて約二年間在学し、元禄六年

二 「ぜいし」と読む。初めて仕官すること。

六月業成りて帰藩せり。宗国史に記して曰く、

『時に上、方に儒術に嚮ひ天下風を仰く、諸

侯競ひて経生を索め往々林公の門に出づ。門

下給すること能はず、市井閭閻一の士未だ一經

に通ぜざるに、仮りに門下と称して諸侯に筮二

仕す。我藩固より儒員に乏しからず、但時勢

止むを得ざるあり、乃ち侍医箕浦宗元の子宗

隆に命じ業を林家に受けしむ』と。こは古学

派たる宗国史の著者が一種の偏見を以て論評

せる所なれど、以て当時官学全盛の状況を伺

ふべし。津藩に於ても向井習軒を先進者として、其の下に国枝、箕浦の徒あり、相並びて朱学を講明せしが、元禄五年六月更に京都の十河能風を聘して二百石を給せり。宗国史又記して云く、『能風は北野の連歌匠なり、略経学に通じ稍作詩を解するも、儒と称するに足らず。然り而して当時待つに二百石を以てするは蓋し厚遇なり。暗に燕台駿骨の意に合す』と。此年十二月に又京都の儒者池上右内、佐々周軒を各二十人扶持にて挙用せしが、以上三人ともに学系其他詳ならずと雖も、孰れも時代に印痕を残す程の学者にはあらざりし

こと明なり。次ぎて元禄八年に藩の絵師山田市之丞の子市太郎なる者、藩の許可を受けて京都に游学せしことあり。此年陽明学者たる石河咸臨挙用せらる。咸臨は通称三左衛門、後に文助と改む。慶安二年二月生れ、寛文九年二十二歳にして松平出羽守（出雲）に仕へしが、同十二年父母の侍養に人なかりしかば致仕して京都に帰り、伊藤仁斎及北村可昌に就きて教を受け、後又淵岡山に従うて学ぶ。岡山は中江藤樹の門人にして、藤樹の没後其の学を以て京都に門戸を張りし人なり。貞享二年咸倫父を喪ひ、母を奉じて洛東嵯峨に隠

棲せしが、やがて又母を喪ふ。茲に至りて薦

一 「謫」にはとがめる、流刑に処するの意  
味がある。

むる人ありて来り仕ふ。宗国史の所記に従へば、『水戸光国朱学を尊信し、伊藤仁斎の古義を倡ふるを惡み、幕府に献言して之を遠謫<sup>一</sup>せんとせしに、老中に救護する者ありて宥されたるも、江戸に入ることとは之を禁し、又其の門人の大小名に仕ふるを許さざりしかば、其の弟子の仕を求むる者皆他門の出なりと偽りて任用せられしが、咸臨の津藩に来るにも亦朱学と称して贗を委せり』と。当時官学全盛なれば斯かる事実もありたらんか。咸臨は田中一安に代りて儒員に補せられたりといふ

も、一安の事蹟は明ならず。又咸臨は宗国史には金十両十口糧を給せらるとあれと、石河氏由緒書には黄金二枚五人扶持とあるが眞実なるべし。咸臨の家は家祖宗林の時には陶朱の富を擁せしも、後に家運傾き、咸臨の父常祐産を治めず、施与を好みて家産を蕩尽せしかば、咸臨は禄を挾ぶの余裕なかりき。既に儒員に列して教授を司り、時々君前にも書を講せり。

元禄十二年二月十日公館仁右衛門宅使石河文助講経畢仁右衛門家臣大田松書大字

賞金五百匹

(宗国史)

斯くて教授を司ること十五年、正徳元年六十  
三歳にて没せり。娶らざりしかば子なく、姪  
定源を養ひて嗣となせしが、定源家学を伝へ  
て益致知の学を説き、之より陽明学派は一時  
藩内に興隆せり。

此他に堀田卜春、佃十蔵、朝倉景暉等の学  
者任用せられたるが如きも、其の事蹟は毫も  
伝はらず。以上藩儒の外、津城下に加藤延雪  
ありて、帷一を下して山崎派の学を講せり。延  
雪は一名綱、字は黙子、通称源十郎後ちに半  
三郎と改む。晦養堂、章菴等の号あり。地頭  
領町の人にして屋号を人形屋といふ。或は云

ふ、其の父は忍侯の臣なりしが、故ありて飄遊し、津に來り住して書賈となれりと。延雪は前記石河咸臨と同じく、慶安二年に生れ、万治四年京都に遊び、謡、乱舞、蹴鞠等の諸芸を学び、丹羽玄仲、清水春流等に従ひて漢書及詩作を学びしが、廿九歳にして朱子學を奉じ、三十四歳にて山崎闇齋の門に入り、佐藤剛齋、浅見綱齋等に學道を正せり。其の津城下に徒を集めしは元祿の頃よりなるべし。其の塾則たる初學式目二十個条中、左の如き条目あり。以て其の純然たる闇齋派の學たるを見るべし。



一孝は天地に事ふるの実徳 倫理の先務  
百行の基本也 当さに俛焉一して其の力を  
竭くすべし

一 「べんえん」と読む。努めいそしむさま。  
二 聖人と賢人。

一天照大神は大日本吾の生国最尊第一の  
神也 専ら神道を崇びて巖に異端を制  
し 四書六経を修むべし

一入学の法は吉日を択び 其国の神社に  
詣りて其の立身行道を祈り 学室に次  
し香燭を設け経書を陳べ聖賢二を拝して  
当さに其の修学の志を定むべし

一学者日本諸社の神力に頼り上古聖賢の  
靈魂に祈れば則ち必す其の道を成就す

此れ感応の理也 若し此理を知らざ

一 日本  
の異名。

れは却て六経を以て自ら其の身を罪す

二 中国  
のこと。

一 初学孝経小学の師説を聞き 必ず先づ

訓子帖 白鹿洞規 行官便殿奏劄を讀

み 而る後四書六経の説を聞くべし

一 読書の法は端座して氣を定め 緩声誦

讀して虚心觀理す 此は新安朱先生相

伝の方なり

一 学者氣質を變化し 性の善に復し 天

地の道を全くするのみ 其の工夫は飲

食男女起居動靜に在り

一 神道は日域の儒教也 儒教は震旦の神

一

二

道なり 克く天道を敬し神威を畏れば  
則ち日本諸社の神必ず其の学者を護ら  
む

一孝經小学四書六經及周程張朱蔡氏黃氏  
真氏許氏薛氏李氏の書は 此れ真儒的  
伝受用の經伝也 学者謹んで読法を定  
め 循環反覆して敢て怠勿間断すべか  
らず

延雪には近思錄、四書、五經等の紀聞略説の  
著ありて、其の大学紀聞略説は刊行せりとい  
ふ。没年を詳にせず。学統伝播の状況も亦明  
ならざれど、後代上野城士庶の闡斎の学を伝

へて、深く一部の人心に入れるものありしは  
事実なり。

高久時代に於て儒員を任用せしことは右の  
如くなるも、当時藩士の子弟が、是等儒家の  
門に入りて句読書字等の初等教育を受くる者  
は尙未だ多からず、抑も文教を無視しては武  
道遂に勝利なしとは、今川状の開巻第一に掲  
げたる警句にして、武家の男子生れて七八歳  
より手習学問を始め、十五歳筋骨稍堅牢なる  
に及んで武芸を講習するは、自然の定則たり  
しが、此の初等文育を司るものの多くは僧侶  
にして、津府に在りては竜津寺之に任ぜり。

其の起源沿革は往年同寺の焼失に徴証を全滅せしも、伝ふる所に拠れは同寺の開祖乾峰和尚は、伊予国宇和島の出生にして、高虎之を請じて三略及儒学を講ぜしめ、敬信すること浅からず、藩士も亦信崇して子弟の教育を托するに至れりと云ふ。同寺の後住に方山、藍溪、物道、径山等の学僧輩出し、能く法灯を相續すると共に藩士の文教をも司れり。高久時代に同寺が子弟教育の中心として認識せられたりし事實は、左の文書之れを立証す。

貞享二丑二月五日

竜津寺修覆

方丈破損に付且方門弟之輩發起せしめ旧  
臘奉加之処殿様被仰出候は竜津寺は当地  
の学校に候侍共の子供読書仕候も竜津寺  
有之故に候役人共見分夫力古木等遣し可  
申候竜津寺へは奉行共可申渡候御礼には  
不及候此旨御意之由仁右衛門殿へ御申渡  
普請奉行作事奉行見合能様に仕遣可申由  
仁右衛門殿御申渡  
竜津寺御礼として登城老中に謁し退出

（勢陽 記）

以て当時同時が津府唯一の学問所たりしを知  
るべし。後代同寺が特に托鉢を許され、藩士

が喜んで錢穀を寄贈せしは亦之が為めなり。  
又藩士子弟間に師範を呼ぶに和尚の語を以て  
し、国校設立後も尚武術師家を和尚と呼ぶの  
習慣ありしより、文政三年二月、総教より達  
書を発して之を禁じたることあり。是れ蓋し  
竜津寺学問所の通用語の残存せしものにして、  
以て其の長期間に涉りて藩士子弟の初等教育  
に任ぜしを証するものなり。

#### 第四節 武術の奨励

一 せぼねの力。筋骨の力。

高久は前節の如く文学に興味を有して多く儒員を聘用せしが、其の人元来武勇にして膂力も絶倫なりしかば、自ら武伎に精励し、又藩士の武伎をも奨励して武備の整頓に注意せり。伝へ云ふ。染井の別邸に大なる水盤の径一丈余にして、水数十荷を盛るへきものあり、唐銅を以て製し重量数百貫に上る。高久嘗て双手此の水盤を扛げ、近習の士をして銅錢三枚を重ねて、其の下に挿ましめたりと。こは九畹堂隨に記せる所にして、或は稍誇張の記



事なるやも知るべからずと雖も、其の膂力の尋常ならさりしことは、以て推察すべし。斯かりしかは明石志賀之助等の如き當時有名の力士を抱え、屢馬場屋敷に於て角戯<sup>一</sup>を觀覽したり。其の頃士庶人を通じて、一般に尚武の風盛にして、辻相撲など流行し、遂に種々の弊害発生したれば、藩庁は法令を布きて之を禁止するに至れり。高久は騎射槍劍等の武伎を自修して怠らさりし中にも、槍術は最も之を好み、既に六十歳に達して疾病に罹りしにも拘らず、尚日々操演を廃せざる程なりしかば、藩士も自然に之に感化せられて、武伎の

修養に勤むるに至れり。紹封の初、寛文九年

一 公用のために義務として使役されること。

十一月命して銃卒の演習を復興す。こは先代  
高次の末年に徭役一屢起り士卒之に従事し、為  
めに久しく操練を廃せしが、高久先づ命じて  
旧制に復せしめしなり。十年六月には将士の  
射術を検閲す。射術は軍の主力たる槍隊の両  
翼となりて之を補助するを目的とし、銃器の  
使用せられたる後も、尚継続発射の比較的便  
利なる点より、実戦上の価値を有する重要な  
武術として、士隊、卒隊ともに之を習熟せし  
めたるが、藩には流祖吉田雪荷の嫡子元猶が  
高虎時代に聘用せられしより、子孫相続して

藩士に師範たり、高久は馬場屋敷内の射場に、  
射手を召して之を検閲せしこと屢次なりしが、  
後ち元禄中に京都三十三間堂の大矢数と称す  
る競技流行し、紀州藩和佐太八なる者優勝を  
占めしかば、高久は師範吉田元長に命じ、刑  
部村に幅八間半、長一町半の矢場を新設せし  
め、其の高弟五人に対して特別教授を与へし  
めたりしに、最優者の成績は一昼夜に一万四  
千五百余本、通し矢九千八百余本に達せしか  
ば、将さに三十三間堂の競技に出場せしめん  
として、高久卒去せしかは之を中止せり。高  
久は斯の如く射術を重んじたれば、検閲毎に

精技者に授賞して之を奨励せり。次に鉄砲に付ては寛文十一年四月、伊賀の無足人中より百人を選抜して銃隊を編制し、毎一人十石の扶持米を給し、操銃を習はしめたり。後代に撤兵、撤隊と称する銃隊の編制ありしは之に基づく。又元禄九年九月、大銃子及徒弟五十八人に賞して金銀を賜ふこと差あり。大銃とは口径大なる銃を意味し、其の発射の状況は左の覚書によりて類推することを得べし。

種ヶ島奥田孫介打申候覚

一百目筒

二十町ひざ台

内海六郎左エ門

竹中次郎兵衛

沢本林左エ門

一同 小目あて、立ちはなし 藤堂勘解由

内海六郎左エ門

藺部儀太夫

沢木林左エ門

一五十目筒 十八町ひさ台 中尾吉左エ門

沢木林左エ門

一同 十五町たちはなし 中尾吉左衛門

沢木林左エ門

一小筒 小目あて 玉置佐右エ門

内海久兵衛

百目筒      五十目筒      三十目筒

十目筒      六匁筒      五匁筒

小筒      四丁      〆拾丁

兵学は高次時代に小幡景憲の門人植木升安を  
聘して次子高通に教授せしめたり。升安命を  
受けて久居城を縄張し、後ち高通に仕へて久  
居に在り。之れより本支藩ともに小幡流盛ん  
に行はれしが、後ち藩士水沼久太夫山鹿素行  
に師事して山鹿流を伝へしかは、高久は久太  
夫をして世子高睦の為に武教全書を講ぜし  
め、之れより山鹿流藩内に普及して小幡流と  
相對せり。宗国史讃の附録に云く、『高久最

も意を武備に用ひ、韜略<sup>一</sup>を講究し、乗賦を修

一 兵法。

明し、騎射槍刀凡百の技、皆自ら試習して以

二 「しれい」と読む。学問・修養などを高めようと努力すること。

て其の得失を察し、散楽俳優の戯を喜ばず、

但相撲を好み、膂力の人を募りて以て庶下に

列す。今に至るまで海内本藩相模の盛を称す』

と。高久が武術を奨励し、武備を整頓したる

こと以上の如くなりしかは、藩士は之が為め

に元禄時代の風潮に染まらずして、能く士風を

砥礪<sup>二</sup>し、武樸の氣習を維持するを得たりき。

## 第五節 將軍との接近

先代高次が処世策に付て、多くの苦心を費せしことは既記の如し。当時の諸大名は幕閣に結びて將軍の知遇を得るの便宜を求め、以て家運の安泰を図るに勉めざるを得ざりしが、高久は酒井雅樂頭忠清の女を娶りしに、承応二年閏六月忠清老中に任ぜられて四代將軍の親任甚だ厚く、寛文六年進んで大老となり、権勢肩を比ぶる者なく、下馬將軍の称ありし程なれば、高久は為めに便宜を得ること多く、先代高次の卒去後は深く忠清に依頼して事毎



に其の掩護を受けしが、五代將軍綱吉の世となるや、延宝八年十二月突如として忠清の職を解き、諭して病を養はしめしかは、都下愕然たり。而も翌天和元年春に至りても復職の命下らざるより、忠清畏れて賜邸を還へして大塚の別業に入り、憂悶して遂に病を発し、此年五月を以て卒去せり。忠清多年要路に在りて權勢を一身に集めしかは、世上に兎角の評もあり、其の卒去に際しても世の疑を受けしにや、左の如き伝説を遺せり。こは蓋し無根の流聞にはあらじ。

……雅楽頭様御異死の聞あつて見届の役

人御出に了義院様御出会なされ 和泉守  
まかりあつて御うしろ暗き事其儘差置可  
申哉 病死に無相違候間御見分に不及  
此段申上られ候へと仰せられ 此一言に  
て事故なく済みしとそ 酒井家御跡御差  
控にて有之故御家門方も忍んで御見舞な  
されしに 了義院様には一族の参入する  
に何そ左あらん 殊に諸侯の上にて供を  
減じて徘徊すること見苦しとて常の通に  
御振舞なされたりとそ 此一事は先人の  
物語にても度々承りたる事也 其頃正し  
く見聞く事なれば浮きたる事にあらず

（洞津遺聞）

此事に付て酒井家は深く高久を徳とし、爾来毎年首邸前の松飾は、藤堂邸前の裝飾成りたる後にあらされは着手せず、廃藩の時迄以て定例と為せりと云ふ。然は此の当時、忠清の失脚は高久に取りての一大痛撃なれば、主従共に大に憂虞し、如何にもして家運の要固を計らんと苦心せしが、高久は忠清の子忠挙の勸告に従ひ、大老堀田正俊を訪ひて説く所あり、其の紹介によりて老中牧野成貞にも接見し、將軍紹職の賀宴を名として之を招請し、礼を厚くして懇親を求め、次ぎて又老中阿部

正武にも結ぶ。然るに貞享元年八月大老堀田正俊は、若年寄稲葉正休の為に江戸城中に於て刺殺せられしかは、高久は専ら牧野、阿部二氏に親しめり。然るに貞享二年十二月十四日將軍日光門跡の為に散樂を城中に張り、將軍自ら舞ふ。高久此時始めて陪觀侍宴の命を受けて、將軍に接近するの端緒を開く。此日陪觀を許されたるは、高久の外、松平紀伊守光晟、保科肥後守正容、松平主殿頭忠房、牧野駿河守忠辰、松浦肥後守鎮信、大久保安芸守忠増、松平備前守忠俱、戸田能登守忠真等にして、家祖の勲功著しきもの、職務に勤

勞せる者より選択せられたりとの事なりしかは、高久感激甚た深く、次日幕閣を歴訪して之を謝し、真川求馬を遣はし、津、上野城代に報じて藩士に右の顛末を公示せしめたり。

かくて三年三月にも二ノ丸猿樂陪觀を命ぜられ、元禄二年九月二十六日には、尾張中納言光友、甲府宰相綱豊、紀伊中将綱教、水戸少将綱条、松平加賀守綱紀、松平讃岐守頼常、保科肥後守正容と共に奥能陪觀を許され、高久単独に進見して將軍より縷々の懇旨を受く。三年四月九日將軍鶴姫等を伴ひて牧野成貞が邸に臨みて猿樂を觀る。高久特に召されて陪

觀し、再び將軍の懇旨を受く。之より後屢猿  
樂を陪觀し、又將軍の講書に陪蒞す。高久因  
りて將軍及幕閣に物品を獻贈すること屢次に  
して歡心を得るに力む。之より先柳沢吉保將  
軍に用ひられ、頻りに寵遇を得て老中に進み、  
松平美濃守と称し、禄封を増して十五万石に  
至る。権勢比肩するものなし。高久事により  
て屢其の邸に至りしも、未だ会見を歴ざりし  
が、元禄六年九月三日將軍柳沢別邸に臨み、  
高久、井伊、酒井忠<sup>下野</sup>、本多<sup>守</sup>と共に陪蒞し、  
將軍が中庸第十三章を講するを聴く。是日始  
めて吉保と交話して相識となる。宗国史の当

日の状況に付て記する所次の如し。

是の日彦根侯共に謁見す 公謹みて啓し  
て曰く願くは講を聴き舞を觀んと 上笑  
ひて曰く今日須らく卿の需に応すべしと  
既にして講筵散樂皆畢る 柳沢侯公に  
問ひて曰く上の講何の処か最も好きか  
公曰く前年に比するに議論益雄なり 恭  
しく惟ふに英学日に進める乎 実に蒙を  
発き情を起す徹底すと謂ふへき也と 又  
問ふ樂舞何の処か最も好きぞと 答へて  
曰く尽く好し 旧時に比すれば又倍々す  
るを覺ゆ 只專舞の際最も好しと 是の

日檜合子を柳沢侯に贈り 翌日再び柳沢  
邸に至りて称謝せしに接待甚だ厚し 後  
五日縮緬三十巻を贈りて寿を為し 其の  
世子兵部 修理及ひ太夫有司に至るまで  
皆贈る所あり

同十一月將軍再ひ柳沢邸に臨む。高久請ひて  
陪蒞し將軍より奇南香を賜ふ。七年三月二十  
六日將軍日光門主公弁法親王の邸に臨み大学  
湯盤銘を講し、法親王は観音經を講し畢りて  
猿樂あり。高久陪觀す。四月九日將軍法親王  
を奥殿に招きて猿樂を張る。吉保遽に命を伝  
へて高久を召しければ、高久は駕を命するに



違なく、直に馬に騎して趨く。將軍自ら鶴亀、

一 人のひじを引いて自由にさせないこと。  
干渉して自由を束縛すること。

羽衣、道成寺を舞ひ、畢りて便殿に高久を召

して、親筆

主忠信の  
三 大字

を賜ふ。

時に散楽中関す 柳沢侯公に諭し外廂に

在りて命を待たしむ 時に日光法王及群

后皆出づ 執政公に目くばせして共に出

でしむ 公対へて曰く柳沢子不佞に諭し

此に在りて命を待たしむ……既にして

柳沢侯出てて曰く 上今便殿に還る 吾

子当さに桐庁に候して迎へ拝すべしと

公の曰く上謁の次将さに平昔の至願を陳

せんとす如何んと 柳沢侯曰く不佞亦掣

一

肘するを得す 是れ吾子の英断に在るの  
みと 既にして上便殿に還る 公入りて  
拝す 上の曰く倉卒相招き駕を俟たずし  
て来るは最も好なりと 公再拝し且啓し  
て曰く 恭して台下の絵事殊絶と承る  
願くは一幅を得て子孫に伝へむと 上談  
笑甚だ濃やかなり 退きて棠棣堂に在り  
て膳を賜ふ 甘旨他日に踰ゆ 再ひ召見  
し命に曰く卿切に画を需む 凡そ絵事は  
或は遷延す 今書字を授けて聊以て責を  
塞がむと 因りて手づから一副を賜ふ  
公拝して退き御書を持して執政に示す

日光法王亦觀るを請ひ相慶す 公退きて  
遍く執政及近臣の邸宅に至りて恩を謝し  
十一日再び柳沢邸に至り見を請ひ称謝  
す 柳沢侯曰く当日上の前に在りて応対  
尽く節に合す 御画を乞ふの一件に至り  
ては衆人の及ばざる所 英雄と謂ふべき  
也 上も亦嗟嘆して置かずと 又曰く精  
忠吾子の如き引援上達は吾輩の職也 こ  
れ私情もて吾子に阿るにあらず 実に国  
家の計也 公又慷慨志を論じ歡を尽くし  
て還る  
(宗国史)

高久物を献して恩を謝し、執政に贈遺し、次

ぎて老中及諸有司を招して祝宴を開き、爾後宴を設けて姻戚、知己の大小名を招き、又邸中の藩士を饗宴し、五月帰封の後、津、上野の藩士及其子弟を召して酒食を饗し、次ぎて祝部、寺僧、町医、重もなる市民等に宴を賜ひ、散楽を觀せしめ、以て賜香、賜書の特恩を慶せり。此秋高久藩に在りて病みしに、吉保將軍の旨を奉して書を寄せて疾を訪ひ、幕医永島道仙命を受け来りて之を診療せり。疾はやがて癒え、八年四月東下して恩を謝す。これより又陪蒞、獻贈等のこと屢次なりしが、十月吉保が新に別邸を賜はり、樹木を高久に

索めし時には、染井園中の杉樹五百余株を贈り、後ち吉保の子兵部が入学を祝して賀儀を贈り、其の家臣及妻子にまで皆饋る所ありたり。十二月吉保の邸に將軍に陪蒞し、銀船の香炉を賜はる。九年三月將軍淺草觀音に詣り遂に覺王院に宴す。高久之に陪し、謁見の次に將軍の画を乞ひて之を賜はりしに、高久は重ねて落款を乞ひしかは、將軍即ち筆を援きて名を署せり。次ぎて歸封し、元禄十年四月江戸に祇役し、其の五月六日幕閣を招きて祝宴を張る。九日登城して散樂を陪觀し、便殿に於て冶銀香釜を賜はる。之れより後陪觀、

陪筵愈多く、高久の献贈亦屢次なりしが、十

一 「くめい」と読む。にがい茶。品質の悪い茶。

一年二月柳沢邸に於ける講筵に陪し、間に乗じて將軍に啓して云く、下官生涯に苦茗一盞を献するを得ば死して瞑目すべしと。將軍之を聴きて談笑甚た濃なりき。斯くて元禄十六年病卒に至るまでの間、將軍に親近すること愈密にして数ば賜品あり。高久亦献呈する所多く、就中柳沢吉保に贈遺する所夥多なりき。林大学頭は講経を以て將軍に親しかりしかは、高久は之と親交を通じ、又日光門主は將軍の待遇厚く、屢往来して親交深かりしより、高久は曾て金五千六百両を献じて之に結び、以

て將軍に親近するの地を為せり。高久は本来俳優の戲を好みしにあらざるも、將軍に親近する為めには能舞を学びて、晩年には自ら起つて舞ひたることさへあり。氣風性格に於て全く相反する柳沢吉保に歡心を求め、幕閣に結托するに勉むる等、其の本志にあらざるへき行動を持続せしは、要するに藩祖が將軍に優待せられし当時の位置を恢復して、家運の安泰を一層確實ならしめんとするの目的に出で、節を折りて時代に游泳したるに外ならざるべし。

## 第六節 天朝崇礼

高久先代の例に従ひ、天朝を崇礼すること甚た深し。毎年の臘儀は、禁裡及女院へ御衣代金一枚、塩鯛三十枚、南都五樽つゝ、仙洞御所へは御衣代金一枚、生雁十、南都酒五樽を進献すること先例の如くにして年々怠らず。

寛文九年十二月侍従に任官しければ、翌年正月廿三日小川五郎兵衛をして上京して恩詔を奉謝せしめ、儀剣并に銀五十枚、官錢二百緡を禁裡へ、儀剣及銀三十枚宛を仙洞、本院、新院、女院に上らしむ。延宝六年女院崩じて



後は、其の儀物を以て本院に進献するを例とせり。此外御即位奉賀、禁裡疱瘡平癒祝賀、禁裡炎上に付天機奉伺、天皇、女院新宮遷幸祝賀、大喪賻儀、女院及仙洞崩殂賻儀、就藩に付進幣等一々縷指に違あらず。又元禄五年上皇七十宝算の賀には、堀川邸吏をして大樽一荷、昆布、乾鯛各一函を進献して奉祝せしめたり。今進献の記録に存するもの数例を茲に掲ぐるに止む。

寛文十年正月

旧臘侍從御昇進  
為御礼京都へ

御使者小川五郎兵衛

禁裏 御太刀馬代白銀三十枚 官錢二百貫

法皇御所 御太刀馬代白銀三十枚

本院御所 右同断

新院御所 右同断

女院御所 白銀三十枚

新女御御方 右同断

内侍所 白銀二枚 上卿職事 銀六十目宛

宣旨 銀五枚 両伝奏 銀五枚宛

副使 銀二十目 雑掌 銀四十目宛

掛緒御礼物

禁裡 白銀五枚

法皇御所 白銀三枚

本院御所 同

新院御所 同

女院御所 同

新女御御方 同

飛鳥井殿 白銀三枚 雜掌二人 銀二枚宛

外二

女院御所 縮緬十卷 鶴一羽箱入 昆布一箱 御樽一荷

右之通被遣□宣旨二月三日飛鳥井大納言

殿二而正親町殿と御兩人にて御渡御掛緒

之箱も飛鳥井殿御渡被成候事

寛文十年五月御上国二付京都へ御使者

森 十郎兵衛

女院御所 縮緬十卷 御肴二種 御樽一荷 献上

延宝元年五月

京都火災  
禁裡炎上

御使者 横浜内記

禁裡 紗綾二十卷 蠟燭五十目三百挺

仙洞御所 紗綾二十卷 蠟燭 二百挺

女院御所 紗綾二十卷 塩鶴 一羽

延宝二年十月 女院御殿御造畢  
御移徙御祝儀

女院御所 白紗綾二十卷 二種一荷 献上

同三年十一月 禁裡新殿御造  
畢遷幸御祝儀

御使者 梅原勝右衛門

禁裡 御太刀馬代黄金三枚

女御御方 白銀二十枚

同五年十一月 禁裡御築地料

銀高三十八貫八十七匁四分五厘 常是包

右八禁中御築地御普請御入用銀知行高  
三十二万三千九百石余二右之銀方上納  
申者也仍如件

延宝五年丁巳十一月九日 藤堂和泉守内

伊丹勘左衛門

御金奉行 小林左次兵衛様 南条小兵衛様

北尾十郎左工門様 西尾彦四郎様

同七年三月

禁裡御庖瘡御酒  
場被為召御祝儀

禁裡 御太刀馬代白銀二十枚 献上

御庖瘡為窺御機嫌前々御附衆迄御状被  
遣御酒湯被為召候上右之通被献京都御  
留守居務之

同八年八月 仙洞崩御

御使者 岡本五郎左工門

仙洞 御香奠 白銀十枚

貞享四年六月 御即位献上

御使者 藤堂出雲

副 水上金平

禁裡 御太刀馬代白銀三十枚

本院御所 御太刀馬代白銀二十枚

仙洞御所 右同断

女院御所 御太刀馬代白銀十枚

両伝奏衆長橋御局へ御音物有之

此外所司代町奉行禁裡附本院附仙洞

附の御方々へ御音物有之

こは其の一部分なり。又先代高次が大和領内山村に奉置したる円照寺宮へは、貞享四年正月玉置七左衛門を遣して白羽二重三疋、干瓢一函を献ぜしめ、爾後之を年例として応酬を絶たざりしが、宮は元禄十年に薨去あらせられしかば、高久は厚く之を吊ひ奉りたり。

## 第七節 桑名、紀伊との葛藤

万治中北勢領内寺方村の農民三名、桑名の封境羽津村に入りて鴨を射殺し、其の一人桑名藩吏に捉らへられて藩に押送せられしかは、高次は吏に命して他の二人をも捕へしめて之を死刑に処せり。其後六年、桑名の郷吏辻八郎兵衛なる者、智積山中に於て誤りて我か佐倉村民を銃殺し、逃亡して高野山に入りて僧となりしが、事露はれて桑名藩に捕へらる。而るに被害者の弟与市なるもの桑名に在り、八郎兵衛は兄の讐なれど固より殺意あるにも



あらず、況や悔悟して僧籍に入りたる上は報復の心もなしといふ。桑名藩は之が為めに八郎兵衛を宥さんとして、其の旨を津奉行米村安右衛門に通して同意を求めたり。高次之を聞きて前年我寺方村村民三名を刑したる事もあれは、苟も人を殺せし上は減刑の処置あるべからずとて、固く執りて承諾せず。桑名藩議止むを得ずして遂に八郎兵衛を死刑に処したり。然るに寛文十二年正月十一日、我が領村三重郡高角村の喜太夫、西野村の甚兵衛の二人桑名に赴きしに、喜太夫は嘗て桑名藩士奥平氏に仕へしことあれば、旧同寮を訪問せ

一 「すいきく」と読む。罪人を取り調べる  
こと。

んとて、城廓内に入りて鐘門を通過せしに、  
門衛番頭黒田九兵衛之を取調べたれば、喜太  
夫は久居藩の槍持なりといふ。囚へて推鞠<sup>一</sup>す  
れは実は槍持にもあらず、松平越中守は前年  
の事に銜む所ありけん、命じて喜太夫を斬に  
処せしめ、其の顛末を津奉行米村安右衛門、  
小川五郎兵衛に通報せり。高角、寺方は久居  
領なれば、之を聞きたる藩主高通怒ること甚  
し、高久此時江戸に在り、之を聞きて亦大に  
怒り、将に幕閣に訴へて曲直を決せんとす。  
然るに越中守は酒井雅楽頭の戚族なれば、忠  
清は越中守の親戚松平美作守、松平隠岐守等

と共に調停に任し、高次も亦高久に対して、  
区々の小事を以て、両国の難を構ふるの不可  
を懇諭せり。既にして美作守、隠岐守来りて  
高久に見え、越中守の為に陳謝し、次ぎて  
五月廿八日忠清の第に於て、高久、越中守と  
会见し、<sup>一</sup>和諧全く成る。之より先き四月廿九  
日、高通東觀の為に邑を発して次日桑名城下  
を過ぎしに、越中守使者を出して路傍に迎拝  
し、物を贈りて起居を問ひ、供帳款待の厚き  
こと従来に倍せしと云ふ。

此年又和歌山藩との間に遊獵地区の事件に  
付きて事端を惹起せり。事の起原は、高虎嘗

て伊勢領内を以て徳川頼宣が遊畋<sup>一</sup>の地と為す

一 「てん」と読む。狩りの意味がある。

を許し、以て其の紀伊受封を勧めたり。後高次襲封に及びて、亦田獵を好みしかは、使を紀伊に遣して津城附近地方を自個の獵区となさんことを求めて、其の承諾を得たり。其後又交渉を重ねて其の区域を拡張す。之を仮場といふは紀侯の園を借用するの意味にして、紀藩にては之を貸場と称し、通俗には御獵場と唱ふ。国訓仮、獵相通するを以てなり。高次嘗て就国に際して將軍家光に告別せしに、家光語りて曰く、卿多病なり、国に就かは日々放鷹して摂養に専なれと。之れより其の

狝鶴権は公認を経たるものとなり、毎年初獲の鶴を以て將軍に獻ずるの例をも啓けり。然るに紀伊藩は時に仮場の区域を侵すことあり、慶安年間に松坂の城番某吏卒を率ゐて朝田村に至り、係蹄を施して鶴を捕獲し、遂に我かたて仮場立利邑に入りて狝せしかば、高次怒りて玉置佐右衛門に命じて之を逐はしむ。佐右衛門豊原に至りて、大庄屋奥田清十郎吉久をして城番に交渉せしむ。清十郎体幹巨大にして膂力人を兼ね。出発に臨み佐右衛門に告げて曰く、事若し協はずば城番の頭を獲て歸らん、君兵を整へて追撃の敵を破れと。既にして立

利に至り城番に面して詰るに、辞色凛然とし  
て決する所あるが如くなりしかば、城番畏服  
して倉皇として獵具を収めて還り去れり。此  
事ありてより紀伊侯東觀の途次、熱田より直  
航松阪に入り、津城下を避けて通過せず。心  
甚た含む所あるが如くなりしも、明暦中に至  
りて稍憾を釈けり。爾来十余年境域侵害の事  
なくして過ぎしに、寛文十年十月、多氣郡稻  
木川の東岸、我獵場前野村所属水田に鶴の下  
り啄みしを、紀伊の鳥見役某見て之を驅逐し  
て集らしめず、剩さへ村民に向ひて係蹄を設  
くる者は直ちに報告すへき旨を告げて、其の

一 ことばと顔色。

二 りりしいさま。勇気のさかんなさま。

三 「そうこう」と読む。あわてるさま。

地の紀州の猟区たることを宣言せり。郡奉行  
山中為綱巡村の途次、之を聞きて松坂城番に  
交渉する所ありしも要領を得ず。帰藩して上  
司に申報す。而るに北勢三重郡の領村松本、  
大井手、伊倉、久保田、中河原の五ヶ村は四  
日市の西、追分駅の北に在りて、田畝は他領  
と犬牙交錯せるが、紀伊の鳥見屢此地方を巡  
視して鶴を駆り、且大井手、松本の地内に捕  
獲の具を設くることを禁せりとの報あり。以  
上は皆既定の境界を踰えて我が猟区を犯せる  
ものなれば、高久聞きて大に怒り、紀伊藩に  
対して交渉を開かんと欲して、先づ書を送り

て父高次及酒井忠清に内報する所ありしに、

— おだやかでやさしい言葉。

二人は親藩と事端を構ふるの容易ならざるを憂ひ、大沢兵部及酒井河内守に托し、紀伊家に就きて説くに温言を以てして之を交渉せしめ、往復数回にして意志疏通し、延宝元年九月に至りて紀伊藩の確答を徴し、我が既得権を毀損するなくして平和に終局するを得たりき。

以上対桑名、対紀伊の両事件は、當時に在りては藩鎮の態面に関する重大事件として、最も慎重に取扱はれし所なり。



## 第八節 高久時代雜觀

高久紹封の翌年、寛文十年四月廿八日、幕老久世広之江戸邸に臨みて就国の命を伝へ、時衣三十領、銀三百枚を賸す。高久即日登城して恩を謝すれば、重ねて物を賜ひ命して西国大小名の東觀を督せしむ。抑も西国大小名の觀期は春夏の候に在り、津藩は此の期節に於て大阪及江州水口駅等要地に人を派し、十万石以上大名の伏見着岸、美濃路、伊勢地通過の情報を徴して、之を幕老に通報す。これを西国御用と称す。同時に幕府に向ひて觀期

を問ひ、老中より当九月西国大名の尽く東下するを待ちて出発すへき旨を回答し来る。之を参勤伺といひ、其の手續を了りたる後、同月中海道往来の閑期に東下するを定例とす。

こは藩祖高虎より伝襲せる名誉の格式にして高久に至りて更に此の面命を受け、之れより更代毎に以て定例とするに至れり、所謂天下先鋒、西三十三国旗頭の称号に対する太平時代の任務なり。藩主が東下途中携帯用具の定例は、馬十疋、沓籠十、弓張二十張、長柄二十本、挟箱十、台笠一本、立傘一本、鼎足箱二釣、持弓五、鳥毛鎧二本、大鳥毛鍵鎧一本、

十文字鎧一本、刀筒二、長刀一、御持寸鎧一、茶弁当、馬二疋なり。従行の士卒甚た多く、一番より五番に至る五部に分ちて、逐次一日つゝ後れて出発せしが、後代に変更して漸次に簡略となせり。

江戸御発駕は御本家は三月廿九日 久居は廿八日御定例と云 西国御模様年々不定にて御日限遅速はかり難し 古は御供一番より五番迄定例ありて段々御日限被仰出候て次第に出立なり 一番は番頭二番高知それより御先下り段々にて五番は御駕也 弓大将は御先御弓の押にて御

道中は一宿つゝ御先に止宿なり 江戸御  
着之節ハ又御先供なり 志かし元祖隼人  
殿日記を見るに 今日惣供鶴宮迄騎馬  
之より当番に付乗掛に乗り神戸御休に  
て御機嫌伺 桑名着 御本陣へ相伺 翌  
日非番 御先へ乗船 三日目当番 御供  
揃にて御本陣へ相揃 宿々間乗懸などあ  
り されは昔は都て御供にてありしにや  
此の隼人殿乗懸の装束残りありしを見  
るに 小倉の馬乗羽織 同小倉の立附也  
乗懸の散華ふとん一枚にて片なめし栗  
毛にキラウミ 唐草青染の紋あり 白熊

の荷印 青貝の鼻捻 皆主人乗懸の具と  
てありし 利万弓も本軍役九十人余 鎧  
三本 馬 定挟箱四 徒士五人 近習六  
人 六尺六人立 笠其余馬廻も二人召連  
れ 御長屋は廿五間の内廿一間は主人分  
四間は家来馬廻二人分の被下 一間は  
部屋 一間は厩の割也 御軍役御小屋割  
の通りなりし也 家来共乗掛にて一人も  
駕はなし 老年の者は供駕御免にて稀に  
用ふる者もありし 其時は医者乗物の様  
にて今いふ権門輿なり 四ツ下し風のも  
のにあらず 衣服は大方木綿也 太り紬

八丈類又はこんてれき　べんがら　と  
ろめんなどを出入の晴着とせしなり　御  
行列も中供の部大納戸迄は皆騎馬也　御  
用人なども二本道具位なりしなるべし

（阿漕ひばり）

先代高次の在職中は土木助工頻繁にして、  
国用ために窮乏せしが、高久時代に至りては  
上野東叡山防火使、下谷浅草防火使等を命ぜ  
られしことは一再ならざりしも、御手伝普請  
としては延宝五年に禁裡修築費若干を納付せし  
ことある外は、課役を受けしことなく、藩の  
財政は之れがために整理の時機を与へられ、

高次は当務者を督して之を整理せしめたり。  
而も高久在職中には領内屢風水の害を被むり  
て収納を減せしかは、之を救助せしことも亦  
屢なり。今之を列举せば寛文十年には下総領  
内に大水あり、延宝二年には城和領内洪水禾  
を傷ひ、翌年正月其の飢民を賑恤す。四年九  
月には上野市民を賑さんか為めに米千俵を給  
与し、五年に城和領民に米千俵を給す。天和  
元年には伊勢領内に大風雨あり、四年九月再  
び風水の災ありて勢伊城和ともに田畝損壊多  
し。元禄元年城和の窮民に銀五十貫を賑す。  
八年夏は伊勢領村大雨洪水あり、減収一万九

十六石余、堤防決潰一万六千五百十間余、大小の落橋廿六にして岩田、塔世、部田の三橋ともに流失す。十二年六月伊勢又大風雨ありて堤防決壊五千三百丈に上る。十四年八月伊勢及城和洪水あり、伊勢の損田七十六町余、決堤一万九千四百六十八丈、城和の決堤二百四十六丈に上る。

凡そ災害ある毎に必ず廩粟を給して窮民に賑すは定例なり。火災は天和二年柳原邸類焼し、元禄十一年に上中二邸及穀倉四個所を類焼す。領国内の火災は元禄七年四月十八日、上野城の侍屋敷及足輕舎宅三十八戸、仏寺三



宇、民家三戸焼失せしを最大火災とし、其他にも失火ありしが、先代高次時代の如くには頻数ならざりき。以上の災厄は幸にして藩の財政に多大の影響を与ふるに至らず。加之当務の各部が能く協調して挙績に努めしがために、藩の財政は漸次に順調に赴き、殆んど高次時代の窮厄を一掃し尽くすに至れり。但し町郷の富民より借上金を徴するの事は、高久時代を通じて尚之を絶たざりしも、其の返却支払に付て約を渝へたることなく、毎に信実を旨としたれば領民は厚く藩庁を信賴して、藩庁貸上金を以て安全にして有利なる貯蓄法

とするに至れり。

貞享元子十月十二日

津町中年符借上金

如去年只今御蔵手形二而成共暮に金子に  
て成共勝手次第可被下由来る十四日に可  
申渡と内談相究申処に御返弁を差引金子  
五千両借上<sup>カシ</sup>申度由金主共願之伊藤又五郎  
塩野孫右エ門米屋次郎左エ門帶屋十右衛  
門訴状差上る……

……七千両借上<sup>カシ</sup>申度由十月廿一日に又五  
郎金肝煎三人申来る其通無相違上ケ可申  
由申付

元禄十六年十二月六日

金御用窺

覚

一此度江戸御屋敷御類火二付若御用にも  
御座候者僅なから

金千両 芝原宗林并子供

金千両 芝原浄林并子供

金三百両 鈴木宇兵衛

右之通為御冥加御借上申上度奉存候旨  
乍恐申上候以上

未十二月六日 町年寄共

（勢陽前後記）

高久は藩士を愛し、有功の者には少しも吝

一 職務をおこたること。職責をつくさないこと。

まずして俸禄を増賜し、若くは位次を進め、

二 あそびおこたる。

又は金品を賜ひて之を旌賞し、大庄屋、庄屋

三 金銭を出しあう。

の其の職に称ふ者には物を賜ひて之を勸賞し、

同時に曠職游惰<sup>一</sup>の士を罰して之を仮借<sup>二</sup>せず。

之を以て士氣作興して風紀振肅せり。時風の

漸く華奢に趨り、武士家庭の質朴を失はんと

するの兆あるを見て、屢令して節儉を勧め、

延宝八年命じて知行百石に付銀三十目づゝを

三 釀出せしめ、藩費を以て同額を補助し、毎年

此くの如くに累積すること十年にして、知行

百石毎に金十両の軍用金を蓄積する所の方法

を制定施行せしめ、又屢藩帑を以て之れに賑はせり。此くの如くなりしかは藩士皆畏服して其の用を為すを喜び、且能く流潮に抗して撲<sup>一</sup>実の士風を維持するを得たりき。

五代將軍が断屠の禁は貞享中に始まり、爾来生類憐愍の令頻りに下り、当初は江戸及其の近郊のみなりしが、漸次に地方に波及し来れり。高久時代に在りては元禄六年九月幕閣より鶴、鴻の外は鳥類の献上を停止するの令下る。十二月高久は幕府の意を体して鷹狩を廃し、鷹匠、餌差、犬牽等の従務員を全廃して、与力、門衛等の職に転せしめ、七年八月

十八日上野城下の犬牽町を南街と改称し、鷹匠町を中町、塔世阪を北街と更名し、十月廿八日に至りて津府の郊外なる鷹野橋を半田橋と更名せり。こは通俗に鷹狩を鷹野といへばなり。元禄八年の冬、江戸柳原邸の北なる街上に於て、犬ありて鶏を咬殺しければ、邸吏より町役人に急報せしに、夜に入り回答ありて鶏尸<sup>一</sup>を埒埋すべき旨を通告し来りしかは、桶に盛りて邸内の閑地に埋めたり。其の頃江戸市中には野犬<sup>二</sup>旁午し、犬の争噬<sup>三</sup>するを等閑<sup>四</sup>に附し置きたるより、其の犬死したりとて、閑門を命せられたる評定所員あり。鴻の巢く

一 しかばね。

二 行きかうこと。往来のはげしいさま。

三 「ぜい」と読む。かむ。

四 物事の扱いをいい加減にすること。

へる木を切り倒したりとて罪せられたる僧あり。不注意によりて猫を井に落ち溺死せしめたりとて罪せられたる庖厨吏あり。其の影響は地方に及びて津藩領の如きも、一時生類憐憫の禁令に苦しめられたるが、そは主として次代紹封後の事に属すれば後章に譲りてこゝには記せず。

## 第九節 卒去及逸事

元禄十六年四月四日、高久疾を力めて江戸参勤の途に上る。出発に臨みて命じて曰く、若し途中瞑目するも、喪を秘して生存せるが如く装うて入府せよと。十三日江戸に着して病益篤し、此日柳沢吉保書を送りて病を訪ふ。次日幕使小笠原佐渡守来邸して病を問ふ。廿三日幕使青山伊賀守来りて命を伝へ物を賜ふ。廿八日病革なり、翌廿九日卒去す、五月二日幕使本多弾正少弼来りて喪を吊し、賻銀三百枚を賜ふ。諡して了義院実観高顕権大僧都と



いふ。生存中日光法親王の撰ふ所なり。越えて五月十九日遺命により伊賀の長田山に葬る。

元禄十六未年四月四日了義院様御発駕御病中也

同廿九日江戸ニ而御逝去江戸より伊賀迄道中十三日歴之割五月六日江戸御発棺伊賀長田西蓮寺菴有之所へ御納り被成候尤御遺言之由右御戒名は御存命之内より日光御門主様御自筆にて被遊被遣候就夫写候而今度其元へ進候間松寿院へ令納可被成此度其元伊賀へも御差登せ候段大学様へも申上候処左様に可致旨御意に付差登

せ候左様御心得可被成不存寄義共奉絶言

一 小さくてとがった山。

語候恐惶謹言と申御状江戸御三老より参

二 草深いさま。

候由之事

(深井氏旧記抜萃)

高久が墳墓の地を長田山に択びし理由として、

宗国史祀典録に記する所に云く、

了義公嘗て伊を巡り琰王寺に遊び 仍て

寺右の小巒<sup>一</sup>に登り意窃に之を娛み 此山

に筮宅せんことを銘心す 薨するに及び

遺命して長田山に葬る 有司或は其所

を識らず 往きて之を検すれば山容孤秀

林木莽々<sup>二</sup>たり 実に両藩第一の勝なり

衆其の遠図に服し 山巔<sup>一</sup>に廟を造り墳を

蔽ふ 因つて琰王寺を改めて常住寺とい

一 「さんてん」と読む。いただき。

ひ 仍其の主僧を以て廟祝に充つ

二 「うず（めて）」と読む。

然れともこは其の表面の理由なるべし。裡面の真意なりとして伝ふる所に抛れば、長田山が鉾石を保蔵するが故に、幕府の収用堀採せんことを慮り、之を予防せんがために、自ら遺骸を瘞<sup>二</sup>めて手を下すへからさるの墳塋と為し、尚長に領土を冥護せんがために、遺骸を東面して埋棺すべく遺命せしなりと云ふ。墓誌及墓碑の文は次の如し。

了義公墓誌

荒木石 厚二寸 豎二尺一寸五分 巾一尺五寸 合二片 石為一片 相向以鉄束之 納之磚箱 瘞墓前

和泉守姓藤原氏藤堂諱高久考従四位下権

少将大学頭諱高次妣<sup>一</sup>酒井氏寛永十五戌寅

一  
なきはは。

年正月二十六日生干武州江戸世襲伊賀国

主兼領勢州津城併賜城和二州数郡総州亦

有采封叙従四位下歴任侍従少将元禄十六

癸未年四月二十九日逝去葬干伊州阿拝郡

長田山享年六十六歳娶酒井雅楽頭忠清女

無子養季弟以為嗣

向井習軒撰 芦川清太夫書

蓋

元禄朝伊賀少将和泉守藤堂高久公之墓

長田山牌面

了義院殿宝観高頭権大僧都之墓

左側

寛永十五戌寅正月二十六日生干武州江戸  
元禄十六癸未四月二十九日逝於同地葬於  
伊州阿拝郡長田山享寿六十六歳

右側

従四位下左近衛権少将和泉守姓藤原氏藤  
堂諱高久襲伊賀国主並領勢州津城地併賜  
城和二州数郡総州亦有采封

喪を営むこと甚だ厚し。士民の大神宮参拝を  
停止すること満一年に及ぶ。

元禄十六未六月廿九日に申来

町郷中参宮停止

了義院御服明（来申四月廿九日迄）侍

中町人百姓迄参宮停止　（勢陽後記）

宗国史讃に曰く、『先公の列に在るや、時勢猜疑多きを以て未だ紹述の政に暇あらずして戒慎晦潜す。公襲封して紀律を更張して廉恥を重んじ、大臣を寵用して以て国本を厚くし、士を好み才を愛して謀慮深遠、財を輕んじて異能を萃め、用を節して以て軍実を贍し、英武善断、不世出と謂ふべき也。時に憲廟の治に値ひ、叡志方きに儒術に嚮ふ。公屢燕見し親しく徽語に接し、時に文字の賚あり。大雅を扇して以て令緒を繹め……』と。其の英武剛勇の質を以てして、処世の必要に処して

は、巧妙の辞令を以て権門勢家に交を納れ、  
社交の才を縦横に揮うて將軍に接近し、能く  
其の歡心を得て自個の地位を鞏固にせり。高  
久は剛柔の両面を有し、屈伸自在を得たるの  
人にして、將さに危殆<sup>一</sup>の地位に陥らんとせし  
藤堂氏の家運は、これが為めに再び安泰を得  
て、基礎愈固く、容易に撼<sup>二</sup>すべからざるもの  
と成り得るに至れり。

酒井侯御不幸後さま／＼風説ともありし  
にや御家の御首尾何となく公儀向宜しか  
らぬ様の御うつりにも聞えしと也　それ  
故御出頭方へ色々御手つかいも有之別て

一 「きたい」と読む。非常にあやういと。

二 「うごか（す）」と読む。

松平美濃守様へも御手入有之とその後々は  
御首尾御取直しにて常憲院様御講釈御拝  
聞御内詰御筆物御拝領さま／＼御懇の事  
共ありしと也　さて大通院様御代は尚以  
ての事了義院様御代にも御老中方へ御親  
しみ深く折々は■<sup>(ママ)</sup>不時御招請なとも被成  
たるよし  
(洞津遺聞)

以て高久が苦心の存せし所を知るべし。高虎  
以後の両世が惨憺の意匠を経て家運を築き上  
げたるが中にも、高久が深謀善断によりて、  
外部に向うては地位を固め、内部に在りては  
制度を確立して以て後代の亀鑑を垂れたるの



事蹟は最も著明なり。高久の性行風格を伝ふるの逸話は甚た多からず。今左に之を抄録すべし。

○公生れて聡明仁孝なり 年十三にして嫡母酒井夫人の喪に丁る 哀毀節に過ぎ食咽を下らす 初め大通公公を酒井夫人に属し 生母あるを知らしめず故に爾り斯に至り大通公公の背を撫して曰く児太だ悼む勿れ 汝の生母は固より在りと公驚きて故を問ふ 大通公実を以て告げ 食飲僅に進む 長して太公に事へ 愛敬並行して常に歡心を得ること終身衰へ

ず……

（宗国史）

一 「だんぺい」と読む。話のたね。

○公威重森嚴 犯すに私を以てすべからず

或は別館に遊び 豪興を発するに方り

ては 則ち近臣相応酬する■<sup>（ムム）</sup>■を得 明

日上直し仰きて公の面を見れば 毅然と

して別世界の如し 疇昔の事を言ふに忍

びず 其の重臣監物 民部より以下召さ

れて君前に至る毎に 衣肩必す閃々焉た

りしと成瀬平馬云へり （宗国史）

○玉置甚三郎は高名の奉行にて今に世人の

談柄となる 大通院様御隠居の頃は

大納戸などにてありしにや 了義院様御家督

の後先御代費用多くして何事にや御大札  
に必至と手支ありしに 甚三郎兼ねて個  
様の事もやと御用金竊に残し置きし由申  
上げ それにて滞りなく其の事行はれし  
とそ 今より考ふれは一人の心得として  
仮令其の器量ありとても 御用金をのけ  
置かるへきにあらす 誠しからねども時  
代柄あるまじきにあらざらんか 了義院  
様御部屋住の中は如何の訳か思召に叶は  
ず 御家督後は必ず御退けなさるべしと  
人々も思ひたるに引替へ 段々御取立に  
て和州より勢州の奉行に仰付られたり

其頃御領下の仕置厳を專にして取行ひし  
かは農商憤りて雑説蜂の如く起り　よか  
らぬ落し文など数通に及びしとそ　老職  
も已むを得す右の落し文とも差上られ  
甚三郎退役せしむる様申上げたり　日を  
経て召されたる故甚三郎も御咎の覚悟し  
て出でたるに　やがて御直に御懇の仰ど  
もありて　此後尚以て御領下の事御任せ  
被成候間心の儘に取扱ふべきよしにて  
二百石御加増下され此時千石になる　扱  
初めに上げたる落文残らず下さると也  
甚三郎落涙数行　袖を浸して帰宅　それ

よりいよ／＼厳しく万事を取扱ひたるに  
三四年の内に今迄の厳は誠に下を愛す  
るの心なることをば 農商追々に合点し  
て御領下其の仁恵に帰服すること 赤子  
の父母を慕ふ如くなりしとぞ

（洞津遺聞）

○小野正兵衛元々の時折々老中へ言を返へ  
し 或は事を争ふ余り膝立直し詰寄りけ  
るより 不礼の至りなりとて了義院へ申  
上げしに 其方共を以て叱り候へは表立  
候間御直に屹度御叱りなさるへき旨御意  
にて正兵衛を召出され御叱り也 正兵衛

ほう／＼の体にて退出し差控<sup>一</sup>を伺ひしに

一 武士が、職務上に過失があったとき、出仕を禁じ、自宅で謹慎させたこと。

其儀に及ばずとあり　これより後正兵衛は物事控えめになり是迄とは全く相違の態度となりたり　扨十日程経て再び御用にて召状到来故正兵衛は最早退役仰付らる事と覚悟して出頭せしに　常々善く勤め候趣にて二百石御加増都合五百石に仰付らる　扨家老共へ御意には其方共へ不敬に付叱りたりとはいへ　役儀に思ひ入れ相務め候事全く我等為めを大切に存するが故にて　深く満足するが故に加増申付たり　斯かる者は引立候事を第一に存

すべしと御意ありたり

（同 前  
意 取）

○公登城して満座の中にあるや 常に中央  
に座して火桶を擁し火箸を執りて灰を搔  
き廻す癖あり 甚た傍若無人の振舞なれ  
は諸大名皆不平にて如何にもして藤堂の  
鼻柱を挫かんとひそ／＼協議ありける  
或は藤堂の出仕前に今日こそ胆玉を試め  
しやらんと 座中の悪戯者の発意にて  
いつもの火箸を烈火に熱して炉中に立て  
置きたり やがて高久出仕ありて例の如  
く火桶を擁して 何心なく火箸を握めば

煙の掌中より迸り出る程なり　諸人笑  
を噬み殺して見てあれば　高久自若とし  
て神色変せず　其の火箸を持ちて例の如  
く火桶の中をかき廻し　少しも平生と異  
なることなかりければ　諸大名茲に始め  
て高久の豪胆に驚けりと云ふ

—

○高久は近視なりければ　諸大名は之に乗  
して鼻白まさんと　射会を開きて公を招  
けり　期に先だつ一日公之を侍臣に語れ  
は　高久聴かずして射場に出で二発して  
二中しければ諸人大に驚き服せり　公帰



つて侍臣に語りて曰く 寡人近眼 固よ  
りの中の勝算なし 唯弓矢八幡を黙禱し  
て矢を放ち 若し誤らは直に自裁せんも  
のと覚悟せしに 意外に的中したりと

—

○寛文の初藤堂和泉守高久染井の下やしき  
へ行き掛る途中 白山指ヶ谷町の四辻に  
て御旗本板倉八郎左エ門私用にて急ぎ馳  
せ行き 藤堂の先供の中へ馳せ入りける  
故 通り抜けんとするを 藤堂の侍ひし  
と取囲み後へ押戻さんとす 板倉は後へ  
押戻さるゝを残念に思ひ切死せんと覚悟

極め 姓を名乗るかゝるを高久乗物の中  
より声かけ 若き人の血気とは申しなが  
ら勇氣の程一段勝れて見へ候 若し過あ  
らば後悔の至り也 皆々開き通し候へと  
云ふ 板倉心中に忝く思ひ 其の言葉を  
しほに早々其場を立去りけり 高久が一  
言にて板倉が身も家も無事也 板倉後々  
まで此事をいふて 高久殿が一言にて今  
の存命なりと云はれし也

（明良洪範）

○了義院公の時になん大阪の商人願ひける  
は伊州一國に塩を売ること己が家に許容

を蒙らば 売子多く往来させ深山まで不  
自由せしめす 年毎に銀百枚を奉るへし  
と 公悦はすして有司に仰せられけるは  
一国をして塩に自由ならしめんには賃  
銀を得てこそ勤むへきに 却て運上を納  
めんといふや 国中を一商の売場とせは  
値貴きこと幾倍に及ふとも他より塩を買  
ふに由なく 民必ず大に疾苦せん 世に  
商賈を業として己を損して人を利する者  
やあらん 我に百枚を得させんといふは  
数千枚の利を得るならん 国民を悩まし  
て外商を利し彼の民の傷は誰の損となる

そ 此くの如きものは近づくべからずと  
て遂に出入を禁ぜられたり 此事熊沢翁  
の書にも載せて今に天下の美譚とす こ  
れを唐土人に聞かしめて君子国の光を觀  
せばや……  
(薈鑽録)

○高久公御代御道中御供の大小柄袋引肌停  
止を命ぜらる これは時日は不詳なるも  
東海道途上大阪御番衆行掛り往還の真中  
を歩み来り藤堂なりとて決して片寄らず  
と下知せしとかにて押し来る 高久憤然  
として断じて我れよりは片寄らず 真中  
を進んで若し衝突する者あらば切り捨て

よと命じ 柄袋引肌を脱せしめて通行せ  
しが 番衆其威に圧されて片寄り通りた  
るを以て事なきを得たりき 此以来柄袋  
引肌は不用心なりとて道中にては一切停  
止となりたり

（宗国秉穂録<sub>意取</sub>）

高久年譜

| 天皇 | 年号  | 將軍 |                                                                                               |
|----|-----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 靈元 | 寛文九 |    | 三月東觀。九月紹封。十二月臘儀進獻。侍從に任ぜらる。                                                                    |
| 一〇 |     |    | 五月西帰。六月将士の騎射を閲す。下総大水。七月京儒三宅御節を辟す。八月伊賀上野城巡視。九月藩地采地十分一を納めて国用を贍す。郡奉行に令して約束を明にし濫法を更む。十月足輕組の射術を閲す。 |
| 一二 |     |    | 四月命を降して藩士を戒しむ。伊賀の農兵を選び銃を習はす。此月東觀                                                              |
| 一二 |     |    | 六月西帰。八月上野巡視。十月東觀従士の徭賦を復す                                                                      |
| 延宝 |     |    | 四月東觀。使を遣し禁裡炎上を吊す。十一月染井の将士采邑八分一を納れて経費を助けんと請ふ之を聴す                                               |
| 二  |     |    | 三月上皇歌箋調香并散楽仮面を高次に賜はる。五月西帰。六月城和洪水。八月上野巡視。                                                      |
| 三  |     |    | 正月高次の意により城和の飢民を賑す。是月將軍白熊を高次に賜ふ。二月今年に限り藩士の分掛を免す。郡奉行に命じ農民を撫恤せしむ。四月東觀。十一月禁裡落成に付使を遣し奉賀す。          |

|                           |                                                                                    |                                                          |                                                                 |                                                                                |                   |                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                       |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                           |                                                                                    |                                                          |                                                                 |                                                                                |                   |                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                       |
| 貞享                        | 三                                                                                  | 二                                                        | 天和                                                              | 八                                                                              | 七                 | 六                                                      | 五                                                                                                                                      | 四                                                                                     |
|                           |                                                                                    |                                                          |                                                                 | 綱吉                                                                             |                   |                                                        |                                                                                                                                        |                                                                                       |
| 五月西帰。八月上野巡視。十一月改めて封冊を賜はる。 | 正月柳原邸延焼す。火災に付藩の分掛を申出づる者は之を許して国用を佐けしむ。寄合式日を定む。四月東叡染井邸に入る。東叡山防火使を命ぜらる。八月柳原邸新築成りて移居す。 | 三月防火使を免ぜらる。五月西帰。八月韓使を大垣に迎へ送りて名護屋に至る。十月夫人酒井氏没す。十二月柳原邸類焼す。 | 正月伊賀奉行及属吏を刑す。二月上野巡視。四月東観。七月勢州大風雨。十一月下谷浅草防火使を命ぜらる。此歳堀田、牧野等と親交を通ず | 五月將軍家綱薨去し登城して吊哭の礼を行ふ。八月後水尾上皇崩御使を遣し賻銀を進む。閏八月綱吉に將軍宣下あり登城称賀す。九月西帰。十月藩士に軍用金の儲蓄を命ず。 | 四月東観。十一月犬追物射儀を習ふ。 | 三月日光法親王を染井邸に饗応す。五月西帰。六月使を遣はし東福門院の喪を吊す。八月藩士に節儉を令す。上野巡視。 | 將士を戒飭し節行儉約せしむ。三月親ら個条書を家老に示し政務刷新の方針を示して之を実施せしめ、孝悌力田を旌表し不孝博奕を戒しむ。米千俵を城和領民に給す。七月津奉行を召し条記を示し勢賀城和の納租期限を愆ることなからしめ上国其他往來の費用負担を免除す。九月禁闕修築費を納む。 | 二月伊賀の農事を奨励す。五月西帰。七月農民の借財に苦む者を救済す。八月津城を修む。九月上野市民に米千俵を賑す。十一月高次疾あり高久東下の途中に訃を聞き急行して江戸に至る。 |

|                                                                                                                      |                                                                       |                                                                                      |                                                                                               |                                                                                                                                     |                                                                        |                                                                        |                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                      |                                                                       |                                                                                      |                                                                                               |                                                                                                                                     | 東山                                                                     |                                                                        |                                                                                                  |
| 五                                                                                                                    | 四                                                                     | 三                                                                                    | 二                                                                                             |                                                                                                                                     | 四                                                                      | 三                                                                      | 二                                                                                                |
|                                                                                                                      |                                                                       |                                                                                      |                                                                                               |                                                                                                                                     |                                                                        |                                                                        |                                                                                                  |
| <p>二月昌平坂の聖堂に詣る。四月將軍日光法親王を招く高久之に陪す。五月西帰。七月京儒十河能風を辟す。八月上野巡視。柘植、荒木の民二人に米十俵宛を与へて孝節を旌す。十二月京師の儒生二人を辟す。三百石以上の藩士に馬を畜はしむ。</p> | <p>四月東謁。上野防火使を命ぜらる。邸吏鎖鑰管掌の制を定む。七月金五千六百両を日光法親王に進む。十二月將軍牧野邸に臨み高久陪す。</p> | <p>四月將軍牧野邸に臨み高久之に陪す。五月西帰。六月老職用人日上儀節及救火行□留事吏員の条令を定む。八月上野巡視。十一月金を將士に賑貸す。庶職統制の式を定む。</p> | <p>四月東謁。上野防火使を命ぜらる。九月備記もて従行官吏を勉励せしむ。三親藩と共に將軍の張樂を陪観す。十月高睦に二万石を給す。登城觀舞。十二月將軍日光法親王を招宴し高久陪宴す。</p> | <p>三月將軍散樂を張る高久陪観。邸中四百石以下の者に乗馬を廢することを許す。四月將軍舞筵を開く高久陪観。五月西帰。防火使を解かる。八月京師の儒向井習軒を聘す。伊賀上野巡視。九月藤堂宮内を召し劊子もて之を責む。銀五十貫を城和の民に給し防河の費に備へしむ。</p> | <p>三月賭博を戒め、門禁を定む。江戸に到り生母の病を省す。六月東山天皇の御即位を奉賀す。上野防火使を命ぜらる。九月勢賀城和大風雨。</p> | <p>閏三月將軍散樂を張り高久陪観す。四月防火使免。五月西帰。六月藩士今年の賦金を免ず。八月伊賀巡視。十月米価昂騰藩士の節儉を勧む。</p> | <p>二月後西院上皇崩御使を遣し奉吊。四月東謁。東叡山防火使を命ぜらる。八月谷中失火高久自ら出でて上野を守る。十月季弟正助を嗣と為す。十二月將軍日光法親王を招きて散樂を張る高久陪宴す。</p> |



|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|                                                     |                                                          |                                        |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|                                                     |                                                          |                                        |
| 一六                                                  | 一五                                                       | 一四                                     |
|                                                     |                                                          |                                        |
| 四月疾を力めて東觀し十三日江戸に着し廿九日卒す。五月二日幕府より賻銀三百枚を受く。十九日長田山に葬る。 | 二月登城觀舞三親藩及加賀侯と班を同しくす。四月將軍淺草に臨み高久陪宴し銀花瓶を賜はる。五月西歸。閏八月上野巡視。 | 四月東觀。八月伊勢及城和洪水。十月將軍東叡山に入りて宴す高久陪宴起つて舞ふ。 |

寛政二年七月提出系譜

三代目

藤堂和泉守高久

幼名  
大助

一 正保元甲申年三月七日七歳二而始而御目見

仕候

一 承応三 (マ) 甲午年十二月廿六日被叙四品和泉

守と更名仕候

一 寛文九己酉年九月廿九日父大学頭高次願之

通隠居被仰付高久へ家督無相違拝領仕高三

十二万三千九百五十石余之内佐渡守高通へ

五万石正次郎高堅へ三千石願之通分知被仰

付候

一同十二月廿五日被任侍從候

一同十庚戌年四月廿八日為上使以久世大和守

殿家督始而国許への御暇被仰付拝領物有之

右為御礼即日登城仕候処御懇之上意之上拝

領物仕来年西国大名参勤以後参府可仕旨被

仰出候先祖以来西国御用筋蒙仰罷在猶又右

以後参勤時節之儀参府年二月相窺以御奉書

西国大名参勤以後参府可仕旨代々蒙仰候

一延宝八庚申年五月十四日嚴有院様御尊骸東

叡山へ御歛之節御道筋固被仰付候

一貞享二乙丑年十二月十四日日光御門跡御饗

応之御能有之二付二之御丸へ登城於■御座

(ママ)

之間御目見仕御懇之上意有之御能拝見被仰  
付候

一同三丙寅年閏三月廿一日二之御丸へ登城仕  
御能拝見被仰付候

一同五戊辰年四月三日嫡子大學頭并弟図書

■  
(ママ)

同道登城仕御能拝見被仰付候

一元禄二己巳年九月廿六日登城仕於御座之間

御能拝見被仰付候其上蒙格別御懇之上意候

一同年十月廿八日登城仕於御座之間御仕舞拝

見被仰付候

一元禄三庚午年四月廿六日登城仕於御座之間

御能拝見被仰付候

一元祿四辛未年六月十二日登城仕於御座之間  
御能拝見被仰付候

一元祿五壬申年二月廿一日登城仕御自身御講  
釈被遊拝聞被仰付候

一同年四月六日日光御門跡御饗応之御能有之  
候付登城仕於御座之間御能拝見被仰付其上  
蒙御懇之上意候

一元祿六癸酉年十二月三日柳沢出羽守屋敷へ  
御成二付相詰御自身御講釈遊遊拝聞御仕舞  
拝見被仰付其上段々御懇の上意有之御伽羅  
一本御手自拝領仕候

一元祿七甲戌年四月九日登城仕於御座之間御

能拝見仕并御自身道成寺御舞被遊御懇之上  
意二而拝見被仰付畢而又御座之間へ被召主  
忠信之御筆の三大字御手自拝領仕候

一同年八月廿七日八時過於江戸表大学頭へ以  
御老中御連名之御奉書只今登城可仕旨被仰  
下候付即刻登城仕候処於波之間御老中御列  
座二而和泉守於国許病氣之様子段々御懇二  
御尋之上意有之并一類共奉願候御医師長島  
道仙差登候儀被仰渡候

一同年九月二日柳沢出羽守より宿次の御奉書  
国許へ到着病氣之様子御懇に御尋被成下候  
一元禄八乙亥年四月廿八日参勤之御礼申上右

之節去年病氣之處快氣仕候付而蒙御懇之上  
意候

一同年七月廿三日登城仕於御座之間御自身御  
講釈被遊拝聞被仰付蒙御懇之上意候

一同年九月十日柳沢出羽守屋敷へ御成二付相  
詰御自身御講釈被遊拝聞被仰付其上御懇之  
上意共二而八丈織十端御手自拝領仕御仕舞  
御能拝見被仰付候

一同年十二月十日柳沢出羽守屋敷へ御成二付  
相詰御自身御講釈被遊拝聞仕畢而段々御懇  
之上意之上御手自銀之船御香炉拝領仕御仕  
舞被遊拝見被仰付候



一同年十二月十八日五十八歳にて被任少将候  
一元禄九丙子年二月五日登城仕御自身御講釈  
被遊拝聞被仰付候

一同年三月朔日登城仕御自身御講釈被遊拝聞  
被仰付候

一同年四月十四日登城仕国許へ御暇之御礼申  
上於御前如例拝領物仕其上段々御懇之上意  
に而御手自御筆絵拝領仕候

一元禄十丁丑年五月九日登城仕於御座之間御  
能拝見仕畢而御懇之上意に而来る十二日御  
講釈拝聞可被仰付候旨御直ニ上意有之其上  
御手自銀之丁子釜拝領仕候

一同年五月十四日登城仕於御座之間御自身御講釈被遊拝聞被仰付候

一同年六月晦日於柳沢出羽守宅暑中御尋御懇之上意之趣蒙仰候

一同年七月廿三日於阿部豊後守殿宅自今以後暑寒之節其外例月之御礼無之御目見間遠之節者豊後守殿迄相窺候上登城仕御機嫌相窺候様被仰渡候

一同年七月廿五日間之御機嫌窺登城仕於波之間御機嫌相窺申候

一同年八月廿一日柳沢出羽守宅へ家来召寄同姓佐渡守死去二付御尋格別御懇之上意之趣

被仰渡其上御餅菓子一折拝領仕候

但右者御内談二而被遣候事二候間御老中

方へ御礼二不及旨も御達有之候

一同年十月十一日登城仕御自身御講釈被遊拝

聞御能拝見被仰付候

一同年十月十七日大塚辺大火二而御城風筋悪

敷候付人数召連出馬仕御郭内警固仕候処阿

部豊後守指図有之人数差配所々相防申候

一同年十月廿日登城仕大塚大火之節御警固之

儀二付御称美之上意之趣被仰達候

一同年十一月十二日甲府様へ始而御成二付相

詰御自身御講釈被遊拝聞御能拝見被仰付候

一同年十一月廿五日登城仕寒中御機嫌相窺申  
候

一同年十二月十一日柳沢出羽守屋舗へ御成二  
付相詰御自身御講釈被遊拝聞畢而御懇之上  
意の上八丈織十端拝領仕又被召出段々御懇  
之上意有之御仕舞拝見被仰付候

一元禄十一年戊寅三月十八日尾張中納言殿へ  
御成二付御供被仰付候其砌御自身御講釈被  
遊拝聞御仕舞拝見被仰付候

一元禄十二己卯年五月廿六日柳沢出羽守屋敷  
へ御成二付相詰御自身御講釈被遊拝聞畢而  
御休息之間へ被為召段々御懇之上意御手自

御伽羅一本拝領仕諸事御礼等御直二申上候  
御能有之拝見被仰付候

一 同年六月廿五日暑中為窺御機嫌登城仕候但  
元禄十丁丑年七月廿三日被召出候通右以来  
暑寒并間之御機嫌窺共高久在勤中登城仕御  
機嫌相窺申候

一 元禄十三庚辰年二月十四日登城仕於御座之  
間御自身御講釈被遊拝聞畢而又御座之間へ  
被召出段々御懇之上意の上御手自御硯箱并  
御料紙箱拝領仕候

一 元禄十四辛巳年十一月廿六日柳沢出羽守屋  
敷へ御成二付相詰御自身御講釈被遊拝聞御

能拝見其上段々御懇之上意二而八丈織十端  
拝領仕候

一元禄十五年壬午二月十一日登城仕御能拝見  
被仰付候

一同年四月五日浅草観音堂へ御成二付相詰於  
覺王院段々御懇之上意之上銀之御花生御手  
自拝領仕候 右之外東叡山御本坊浅草観音  
牧野備後守松平美濃守松平右京大夫屋舗へ  
御成之刻数十度相詰御自身御講釈被遊拝聞  
御能拝見御自身御仕舞被遊拝見仕候高久へ  
も仕舞御所望二而度々相勤申候右相詰候節  
御目見仕每度蒙御懇之上意候

一元禄十六癸未年四月為参勤罷下候節從旅中  
病氣之處其段達上聞依之御懇之御内意二付  
松平美濃守より江戸屋敷へ以使者病氣御尋  
被成下其段旅中へ相達候二付從金川之駅以  
使者御礼申上候

一同年四月十三日着府仕候上松平美濃守より  
以御奉書病氣御尋被成下候

一同年四月十四日為上使以小笠原佐渡守今般  
参府之儀并病氣御尋上意之趣蒙仰候

一同年四月廿三日為上使以青山伊賀守病氣御  
尋御懇之上意之上鮮千鯛一箱拝領仕候

一同年四月廿九日六十六歳二而於東武病死仕

候

一同年五月二日為上使以本多彈正少弼御香奠

白銀三百枚拝領仕候